

第6回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日時 平成24年2月15日(水)午後5時00分から6時20分まで
- 場所 川崎市役所第3庁舎15階 第2会議室
- 参加者 名和田委員長、谷本副委員長、池田委員、大下委員、高木委員、守田委員
(以上、川崎市自治推進委員会委員)
- 阿部市長
飛弾総合企画局長
三橋部長、長澤担当課長、町田担当係長、美川職員、両角職員
(以上、総合企画局自治政策部)
- 傍聴人1人
- 次第
- 1 開会
 - 2 確認事項等
 - ・第5回自治推進委員会の審議事項の確認について
 - ・自治推進委員会小委員会での審議内容について
 - 3 議題
第3期自治推進委員会報告書(案)について
 - 4 その他
 - 5 閉会

司会：名和田委員長

1 開会

□事務連絡

《事務局(自治政策部担当課長)から、会議公開及び写真撮影の確認と委員の了承》
《配布資料の確認》

2 確認事項等

《事務局(自治政策部担当課長)から資料1-1、1-2に基づき審議内容を説明し、以下のことが確認されました》

- ・市民活動の拠点・市民提案型事業・第3期区民会議の取組状況の3つのテーマについて事例検討を行い、テーマに関する主な取組事例や今後の方向性について、幸区長・多摩区長・麻生区長から事例報告があった。
 - ・意見交換による「主な意見の内容」は次のとおり。
- 市民活動の拠点については、利用団体がどう思っているかなど、ニーズを的確に把握していくことが何より重要。
- 提案型事業で実施したものを区民会議で検証、評価するような、提案型事業と区民会議とのリンクも考えられるのではないか。
- 異なった分野の人たちが集まって議論する区民会議の場を活かし、どうネットワークとしてつながりながら信頼関係をつくるかを考えるのも行政の役割。

名和田委員長 前回の会議の確認事項について何かございますか。

それでは、次に、自治推進委員会小委員会の審議内容について説明をお願い致します。

《事務局（自治政策部担当課長）から自治推進委員会小委員会について説明》

- ・第1回小委員会は、第1回小委員会を昨年11月25日（金）川崎区役所にて、第2回小委員会を12月22日（木）、市役所本庁舎にて開催した。
- ・事前に第1回～5回まで委員会における委員の意見を議事録から抽出し、類型化して、キーワードとして整理した資料を事務局で作成した。
- ・第1回小委員会ではこの資料をもとに、議論が足りなかった部分について意見交換を行うとともに、各委員から特に報告書に盛り込みたい内容について、検討を行った。また、第5回委員会で再度意見交換を行うこととした「第2次推進プラン」の進捗状況について確認した。
- ・第2回小委員会では、委員会での意見に小委員会での委員意見を加え、さらに第1回小委員会開催後に委員から寄せられた意見を踏まえて文章化した「たたき台」について検討を行った。

名和田委員長 ありがとうございます。小委員会で議論をして、どのように盛り込まれたか、委員には事前に説明をしていただいているかと思いますが、委員会の場で、ご意見をどうしたかということの説明させていただきました。議事次第の確認事項等まで終わりました。

3 議題

名和田委員長 本日が、第3期の最終日でございます、第3期自治推進委員会報告書(案)についてまとめたいと思います。事務局からご説明をお願いいたします。報告書の構成につきましては、前回第5回委員会で確認をしていますが、第1章・第2章・第3章の3章立てですね。今までの調査審議を踏まえて委員会としてまとめた内容は、P64の第3章第3節の部分になります。

《事務局（自治政策部担当課長）から資料2-1、2-2の説明。》

○資料2-1は報告書（案）の概要として、1枚にまとめたもので、資料2-2「川崎市自治推進委員会報告書【第3期】案」により説明。

内容は以下のとおり。

- ・「はじめに」は名和田委員長に、寄せていただいたものである。
- ・「第1章 川崎市自治推進委員会」、「第2章 自治基本条例に基づく取組状況等」、「第3章 参加・協働の拠点としての区役所に関する調査事項」の3章立てと、資料編を加えて構成している。
- ・「第1章」3ページからは、自治基本条例制定の経緯、概要等を記載している。また下段には自治基本条例の構成を図示している。4ページでは川崎市自治推進委員会の設置目的等第3期自治推進委員会の調査審議事項をそれぞれ記載している。
- ・「第2章」7ページからは「第1節 自治基本条例に基づく取組状況」で、自治基本条例に基づく制度等の運営状況について、条文ごとの取組状況を調査し、川崎市における市民自治に関する取組を全般的に確認している。
- ・15ページからは「第2節 第1期及び第2期川崎市自治推進委員会の提言に対する取組状況」で、第1期及び第2期自治推進委員会からの提言がどのように市の取組に反映されているか、その取組状況を確認している。
- ・15ページ中段に「第1期・第2期自治推進委員会の提言と「第2次推進プラン」の取組項目との関係」図を掲げており、第1期委員会の10の提言と第2期委員会の8の提言を再構成し、「5つの柱」と「12の取組」に整理して進捗管理を行うことを示している。
- ・「第2次推進プランの取組状況」では、前回、第5回委員会での意見に基づいて小委員会でも再度議論を行った。本委員会では、「第2次推進プラン」の平成22、23年度における取組状況につ

いて、各局・区で進められている取組が、概ね順調に進んでいることを確認している。また、小委員会での意見交換の内容について併せて記載している。

- ・16 ページからは、第1期・第2期委員会から提言された内容と、それに対する各局・区の実施状況について、12の取組ごとにそれぞれ記載している。
- ・39 ページからは「第3章 参加・協働の拠点としての区役所に関する調査審議」として、「第1節 委員会における調査審議」では、調査審議テーマ、調査審議方法、調査審議の視点について記載している。
- ・42 ページからは「第2節 参加・協働の拠点としての区役所に関する取組の事例検証」として、本市が取り組んできた区役所改革の推進に向けた取組と、区における取組事例について、調査審議内容をまとめている。46 ページからの「区における取組事例」は、取組のねらいと取組の内容と今後の方向性等を表形式で整理している。最後に委員からの意見を掲載し、全体を見開きの形でまとめている。
- ・64 ページからは「第3節 区役所が参加・協働の拠点として機能を発揮するための方向性」として、これまでの調査審議内容を踏まえ、参加・協働の拠点としての区役所が、その機能を発揮して地域の課題を解決するために必要な項目について、4つの方向性として取りまとめている。
- ・「1 協働の当事者としての地域情報・ニーズの把握と対応力の向上」の「ポイント」として、特に強調したい点は、「区役所は、参加・協働の拠点として、そのネットワークと現場性を活かし、地域情報や区民のニーズの把握に努めることが求められ」ることであり、「情報・ニーズの把握」ということで、参加・協働の拠点としての区役所の機能を充実させるには、そのことが何より不可欠であると考えている。また、具体的なアイデアとしては、下段の「地域情報・ニーズの共有」の見出しの文の最後のくだりで、「例えば区民会議の委員構成について、年齢や性別のバランスに配慮することや、様々な世代の区民参加の場を設けて討議を行うなどの検討も期待したい」、と考えている。
- ・「2 コーディネート能力の向上」の「ポイント」は、「区役所は、地域資源を活用しながら、市民や事業者の力を発揮できるようなコーディネート能力を高めるとともに、性質の異なる組織の連携については、“つなぎ手”としての役割を果たすことが求められ」ることである。「市民活動拠点となりうる施設が、地域との連携や地域人材の活用など地域課題の解決に向けたコーディネート機能を発揮するための工夫が望まれ」という部分が、小委員会での検討を踏まえて追加した部分である。
- ・「3 地域課題解決のきっかけづくりと参加・協働の環境整備」の「ポイント」は、「区役所は、区で実施する講座の受講者が市民活動の担い手として地域で活躍してもらうためのサポート機能を、より一層発揮することが求められ」ること、「また、市民活動の拠点や地域のコミュニティ形成の場となりうる区内の様々な施設を活用し、率先して参加・協働の場を拡げ、地域課題の解決につなげていくことが求められ」ることである。67 ページ最後の見出しの「活動の継続に向けた環境整備」の中で、「近年、市民活動をめぐっては、活動を支えるための資金調達が避けられない課題となりつつあり、「今後、市民活動の担い手が増え、地域の課題解決につながる活動を継続させ、活発にしていくには」「市民からの寄付等により資金を調達しやすくするための環境を整備することも求められて」くると考えている、という部分も小委員会の議論を受けて追加した部分である。
- ・「4 地域に根ざした情報提供と発信力の強化」のポイントは、「区役所は、政策分野を横断する地域課題の解決のため、地域の総合行政機関として、情報発信力をより一層高めていくことが求められる」ということである。
- ・巻末には関連資料を掲載している。

名和田委員長 ありがとうございます。報告書の最終案を今、ひととおり見てきました。私が書いた「はじめに」は、今はじめてお目に触れるのでしょうか。恐縮ですが、こんなことを書いてというご意見がなければこれでお認めいただきたいと思います。

ここにも書いてありますが、一般的に自治基本条例というと理念的宣言的な性格を持つ条例は、制定した後に点検するという発想を持つことはあまりなく、つくったらその精神を活かしながら市民とともに施策を進めていくということになるのでしょうか、川崎市の場合な非常にまじめに、7 ページ以下に条文ごとにどのように取組を推進してきたか点検しています。さらに第 2 節では第 1 期、第 2 期の推進委員会の提言を踏まえて、これがどう推進されたかについても点検しています。それほどに川崎市は自治基本条例を大事にしているのではないかと思います。

それだけにこの委員会の責任も重いわけですが、我々の委員会のやってきたことは第 3 章の 1、2 節にまとめられていて、それを踏まえて第 3 節でこの委員会としてどのように提案を取りまとめるかが書かれています。

今日はこの部分についてご意見を伺いたいと思います。この部分は既に小委員会で議論をしたところで、大まかな方向性はもちろん決まっていますが、ニュアンスや重点の置きどころは委員それぞれで多様ですので、委員長と副委員長でこれくらいが最大公約数ではないかというところでもかなり細かいニュアンスに至るまで検討して取りまとめました。細部を調整するということは考えられますが、根底的な大きな変更があるとは考えにくいと思います。従って、今日確認していただき、まとまった方向性が出されれば後は委員長、副委員長にお任せいただきたいと思いません。

本日の趣旨としては、第 3 節について、補足意見的なことで、場合によっては感想に渡ることかもしれませんが、最終的な意見交換をしたいと思います。文言としてまとめた具体的な背景や課題意識について補足的な意見を承りたいと思います。たとえばこう書いてあるけれど、自分としてはこういう気持ちでまとめたつもりだといったようなことをおっしゃっていただければ、この報告書のこの文章の背後にはこういった考え方もあったのだということが記録として残ると思います。そういった趣旨でしばらくの間、意見交換したいと思います。

阿部市長 今、委員長からこれだけまじめにという話がありましたが、それに関連してお話します。大阪都構想や特別区構想が話題になっています。その中で大都市の住民自治が最終的にどういう形に持っていけばいいのかということで、話題になってきています。ですから、そういう意味で、区役所を拠点にして、市民活動拠点、住民活動拠点として位置づけして、きちんと住民自治と問題解決をセットにしてということが非常に大事になっています。おそらく大都市で、大阪の場合特別区にしようということになっていますが、おそらく、公選の区長を置いて、それで、公選の議員を置いてということになると、今の時代に、民主主義という意味ではいいのですが、逆に機能マヒになって、大問題がおこるのではないかと、もっと効率的にみんなの意見が反映されるようなそういう自治の仕組みをつくっていくことが必要になってきております。ただ、一方では、川崎市の区民会議は委員の選任が選挙でないために知られていない、要するに広報活動のために使う金が極端に少ないことになり、その辺の課題が一つあります。

区議会の議員を置いて、区長を公選にしてということと比べて、その 1/10 位のお金をかけて宣伝をただけでも区民会議は相当有名になると思います。また、選び方についてもいろいろあるだろうと思いますが。そのようなことでこれが全国のある意味ではモデルになっていくと思っていますので、そういう形で皆さんにご協力いただいたことは大変ありがたく思っております。とりあえず、私からの感想を申し上げました。

名和田委員長 今回の市長のご発言は私も共感するところが大きく、大都市は、無秩序に膨張してしまった都市空間を合理的に一体的に管理しなければいけないという要請とともに、民主主義はきちんと守らなければならないという難しさがあり、今の政令指定都市という大都市制度はやや民主主義に薄い仕組みになってしまっているのではないかと思っています。その意味で、川崎市が区民会議という仕組み、必ずしも公選ではないのでその意味では十分に充実した民主主義の仕組みとは言えませんが、区民の意見を反映させる仕組みとして、法律に定められた政令指定都市の仕組みよりは民主主義が充実した非常に重要な取組であると思っています。

守田委員 市長と委員長のご意見と関連するかも知れませんが、今回、副委員長が7ページの自治基本条例の第6条に言及してくださって、私も改めてそうだと気がついて読み返して、やはりこういうものを足元の土台に立ち戻って振り返ることが特に活動している人間にとっては重要だということを感じさせられました。第7条の市民の責務についても記載はされていませんが、私は重く受け止めております。そういう意味では自治基本条例に基づく取組状況の中で、まず最初に市民の権利を第2章に盛り込むことができたのは非常によかったと思っています。

名和田委員長 第7条の責務に関する記述がないのはどうしてですか。

事務局 具体的な取組を持つ条文のみを抜粋して取り上げているものでございます。第2期報告書までは割愛していたのですが、今回小委員会の中で第6条についてのご意見をいただきましたので、再確認の意味で掲載しました。巻末81ページに資料編ということで全条文を掲載しております。

名和田委員長 他にいかがでしょうか。谷本先生いかがですか。

谷本副委員長 自治基本条例の制定に関して、川崎市がお作りになられた頃は自治分権という流れの中で、自治体が積極的に自治基本条例を作っていくという一つのムーブメントとして流れがありました。しかし、近年いろいろな考え方が出てきて、他都市では、川崎市が規定しているような市民という定義、市内に住所を有する人や、働く人や学ぶ人など広い範囲に取っていることに批判的な意見も出始めていて、自治基本条例を作っていくプロセスの中で、価値観の違う人たちの様々な議論が出てきています。そういう意味では川崎市の条例で市民を幅広く定義しているのは、改めて考えてみると非常に意味のあることだと思っています。その市民の方たちにむしろもう一度立ち位置に気づいていただいて、そういった方たちの人権を広く守っていくというところに気づくことができ、それはとても大事なことだと思うので、是非推進状況のところまで上がってきている個別の政策だけではなくて、根っこの部分として、川崎市の自治基本条例というのはすべての市民を人として尊重していくのだときちんと理念に置かれていることを忘れずにいかれたらいいのではないかと思います。直接今日の話にはありませんが、先ほどの話の関連で申し上げます。

名和田委員長 自治基本条例の第3条の定義規定には市民というのは、住所を有する人いわゆる法律上の市民だけではなく、在学・在勤・在活動まで含めていて、これは私も大事な所だと思っています。

実は地方自治法が用意しているこの種の仕組みに地域自治区という仕組みがありますが、あれは住所を有する人だけなので、それがあの仕組みがやや使いづらいと考えられている一つの理由になっていると思います。そこは実際に市民自治を考える時にはこういった市民というものを広く捉えなければ市民活動の現実には合わないと思うのです。非常に重要な点だと思います。

阿部市長 定義を狭く持っていくというのは、選挙制度や住民投票を議論されているからなのです。住民投票で権利を認めるか認めないかとなると、どうしても狭くなってしまいます。それだと大変な問題があるのです。例えば東京都の千代田区などは人口が4万8千人ですから、事業者を入れないととても地域づくりは成り立たない場所です。川崎もそうです。いろいろな産業がありますの

で、出入りがたくさんありますから、川崎を一つの舞台として活動している人は皆参加してもらわないと川崎のまちそのものが成り立たないということで、住民投票と必ずしも結びついてはいないのです。

谷本副委員長 個別の政策、制度設計をされる時にやはりその条件に合ったものということで組み込んでいく必要はあると思いますので、そこを否定するつもりはありませんが、全体の施策を見る視点として、まず広い間口からというところがとても素晴らしいと思います。

阿部市長 パブリックコメントになると幅広く聞いていかないとだめですから。

名和田委員長 自治基本条例の第31条の住民投票制度では、住所を有する人ということになっており、きちっと仕分けがされています。また自治基本条例解釈論になってしまいましたが、別にそれに限っているわけではありませんので、ほかのご意見もどうぞ。

大下委員 最後の感想とも関連しますが、この2年間区役所の機能と役割を考え、市民自治とは何かということ深く議論させていただいて、勉強させてもらったのは非常に大きかったと思います。市民というのは、川崎市に住んでいるから市民であるということではなく、「市民をする」もの、何かをして「(市民に)なる」ものであり、そのプロセスの中で区役所の果たす役割は非常に大きく、キーワードは協働ということです。協働を進めていく中で、個から公へ、市民が個から自分自身の生き方を公的な活動の中に溶け込ませていき、自分の中の市民性を育て、つくりあげていく。そして市民であるから市民をする、市民になるというプロセスがいかに大事かということを経験した中で非常に感じさせていただいたので、この3節もそういう精神が基本的に込められていると思いますし、同時に市民性というのは学びながら活動しながら身に付けたものを地域で活かし、また、それを通して、新たなつながりの中で市民をすることを続けていき、本当に市民になっていく、市民をするうえで区役所の役割は本当に大事だなということをつくづく感じました。

高木委員 区民会議の調査審議課題として必ずといっていいほど挙がるのが地域コミュニティを深める、広めるというテーマで、そのために区民会議の中ではどういう方法を取っていかうかというのが話し合われています。その時に区役所としてはそういった課題を企画課と一緒に一つ一つの課題として取り上げていき、それを地域に広める時に担っているのが地域振興課というところだと思います。企画課、地域振興課などが密接に連携して仕事をして、市民と一緒に進めていくシステムとしてやっていただくというのは、今後窓口となり得る最大の武器になるのではないのでしょうか。そういう意味では今回のこの報告書の内容が深まっていくように、市民としても協力できればいいと思います。

名和田委員長 今のお話については65ページにコーディネート能力の向上というのがあります。普通コーディネート能力というと区役所職員が単体として地域に顔を向けて仕事をして、たとえば自治会と市民活動団体とのつなぎ手役になるというイメージです。しかし、もう一つ、今おっしゃったように区役所の中に地域に顔を向けて仕事をしている部署がいくつかあります。代表的には企画課と地域振興課ですが、この2つは実はそんなに連絡が密なわけではなく、発想が同じなわけではありません。さっきおっしゃったように、企画課が発想して立ち上げた市民との協働活動みたいなものを定常化してくると地域振興課が引き継ぐというような流れもあると思います。その時にニュアンスが違ってくこともあるかもしれません。役所の中の調整という意味合いもこのコーディネートの中には入っているのではないかと、私も常々市民活動者として思っております。

ほかにはいかがでしょうか。だいたいよろしいでしょうか。これで我々第3期、震災で1回欠けましたがともかく小委員会では随分ざつばらんに議論いたしまして、様々な調整を経て報告書案ができております。これで案を取って、委員会としては報告書として確定して後日市長に報告

書を提出するということによろしいでしょうか。

大下委員 一点気になる箇所があるのですが、よろしいでしょうか。65 ページの上から 4 行目、「…市民の暮らしの一端を垣間見る…」という言葉ですが、垣間見るというのは垣根から覗いたりするようなイメージがあり、少しひっかかります。

谷本副委員長 私が申し上げたと思いますが、実はこの後もう一文あったのですが、調整をする中でなくなってしまいました。もともと私がこの言葉を入れた趣旨は窓口業務等をおやりになっている中で市民の暮らしぶりは見えるでしょうから、その中でその人が抱えている個別のニーズから地域課題に繋げていく部分もあるでしょうから、そういったものを窓口業務の中できちんと活用して行ってほしいという意味合いをこめて、つまり暮らしをきちんと見ていくというニュアンスで申し上げたものですから、この言葉尻がひっかかるということであれば表現を変えることは全く構いません。

名和田委員長 この後にあった文章との関係でこの言葉が自然だったのが、調整でその後の文章が取れてしまったということです。このままで、最終結果だけを見れば「市民の暮らしの一端、あるいは実態を知ることもある」ということにしますか。課題の方がより積極的です。では「市民の暮らしの課題を知ることもある」にします。ありがとうございます。ほかによろしいですか。

谷本副委員長 その点でいえば、もう 1 つ申し上げておいた方がいいと思います。67 ページにある「活動の継続に向けた環境の整備」で、先ほど事務局からのご説明でもありましたとおり、小委員会の中で出てきた意見に書き加えたところがあるので、是非ここは皆さんにもう一度読み直していただいて皆さんがおっしゃったものと趣旨が合致しているか確認していただきたいと思います。例えば前段のパラグラフのところでは、今いろいろな団体が活動していく中で資金調達の面で課題がありということです。それは単に団体が活動することに対する資金調達ということだけでなく、担い手となる方たちが、かつては身銭を切って持ち出してでも活動に協力するとおっしゃる方が多かったのが、徐々に時間は提供できるけれど身銭を切って、費用を負担してまで活動する人材が減ってきているというお話が小委員会に出ていたと思いますので、それを踏まえて環境整備ということで、ここに調整の中で盛り込まれたという経過があります。

池田委員 これは多分私が言わせていただいたと思いますが、有償ボランティアという言葉から始まって、途中で実費弁償という役所言葉に変わり、そえさえも今回は消えてしまって、寄付という言葉になっていました。それについて連絡したのですが、これを読み取ればちゃんとそのことは書いてありますという返事でした。おっしゃってくださったとおり、現場でやっている活動と活動を継続していくうえで、交通費程度は出してもらえないのかという質問がものすごく多いのです。そういうことが一言も書いていないと、寄付はどんなにいただいても浄財ですから、こちらとしてはどう活かすか、ものすごく課題になるので、その時に交通費に使ったという返事はできないのです。ですから交通費も払ってもいいという一言があったら堂々とそれに回させていただきますと返事ができます。寄付はいくらでも集める手段があるのですが、実費を払ってあげてもいいというのは出てきません。社会福祉協議会から助成金をいただいたとしても交通費に使ってはいけないことになっています。市のすこやか活動か何かで助成金をいただいても交通費はだめだということになっています。全てだめになっているところで、せめて交通費くらいはという発言をさせていただきます。そして、それがすべて消えてしまいました。

名和田委員長 今の話であれば、前のパラグラフの「担い手に発生する金銭面での負担」、これが交通費というか実費弁償の話だと理解しているのでそこは大丈夫だと思います。もっと進んで、アルバイト費だとかなんだという話になると、私は個人的にはそれはいいと思っていますが、委員会

としてはそれ程議論したわけではないので実費弁償的なニュアンスは「担い手に発生する金銭面での負担」に入っていると言っていると思います。

谷本副委員長 その負担軽減のところまで言えるかどうかというあたりがきちんと行政側と調整されているのでしょうか。

名和田委員長 「構成員拡大の障壁となりがちとなるとの指摘もある」とあります。

谷本副委員長 趣旨が一文にあった方が良ければ、たとえば、「担い手の負担が軽減できるような仕組みづくりが必要である。」はどうでしょう。

名和田委員長 「担い手に発生する金銭面での負担軽減ないし解消する工夫も求められている。」

高木委員 その方がいいかもしれません。

名和田委員長 その財源についても寄付や、場合によっては、行政の補助金、委託金だけでなく、自分で稼ぐ、収益事業をすとか、コミュニティビジネスと言われている取組もあると思っていますが、それは必ずしもここで議論したわけではありませんのでこのままでいいと思いますが、「担い手に発生する金銭面での負担が、構成員の拡大の障壁とならない工夫も求められる。」としてはどうでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。これはずいぶん現場では大きな問題になっていて、2000年くらいにTR ネットという鶴見川流域ネットワークの岸由二先生が、今、学生がとにかく貧乏で、しかし交通費を出すからというと来てくれるという話を聞いて、その時は違和感がありましたが、今はかなりそういう課題が出てきています。そういう方向でまとめたいと思います。

池田委員 共同募金に立つと交通費が600円もらえるというのをご存知ですか。私はいらないというので、いただいたら共同募金に入れるのですが、違和感があります。市民活動、まちづくりや何かに来るのにバス代をかけてきているのにバス代が出せないのではまちづくりや何かの活動になかなか若い人が入って来なくなるので、そういうことが解決できればいいと思います。

名和田委員長 では私がまとめたようにしたいと思います。共同募金は独自の世界かも知れません。これでよろしいでしょうか。これでめでたく我々第3期の委員会の任務は終了したわけですが、終了してほっとしたところで是非それぞれの委員から本音の感想を一言ずついただければと思います。そういうことをうかがうことによって、事務局も違った面の勉強ができると思いますし、課題を共有できると思いますので私からもぜひお願いいたします。

池田委員 本当にいい勉強になりました。各区のいろいろな報告がありましたが、7区はそれぞれに差があると感じました。それでいいのか、ここまではという基本的な部分があって、それに区の状態に合わせてプラスαであったらと思いました。良い区に越すわけにいかないの、川崎区で頑張ります。

高木委員 実際に話していくと、自分がしているボランティア活動とは違った取り組みを今後はもう少ししていかななくてはいけないと思います。区役所がこれだけ市民に近づいているので、活動をしていくうえで、協働という言葉ではなく、もう少し違った呼び方にすると、もっと市民と区役所が融合していけるといいという期待感があります。こういう経験をしたことで、このことについても自分の中でできることはやっていきたいと思います。

守田委員 私も草の根で活動しておりましたので、市のこういう委員会に参加して、いい学びをさせていただきました。池田さんもおっしゃったように各区の特性を初めて身近に知ることができ、学習させていただきました。

第5回の委員会のテーマ「市民活動の拠点」の中で感じたのですが、麻生区では、市民活動の拠点が、いろいろな条件に恵まれたことから、先進的に動いています。しかしそれゆえの課題もあります。64ページの「情報ニーズの把握」の下から2行目、たとえば区役所内に設置している

区民活動支援コーナーは地域のニーズや課題を日常の中で把握する優良なチャンネルとなりうると思います。麻生区でも支援ルームが区役所内にあったときは、密接に情報交換でき、情報共有できていましたが、今は別の場所に立派な施設ができて、民間のNPO 法人が運営しているので区役所が何処まで把握してくださっているのか少し心もとないです。勿論、定例会議があるのでその場で情報提供、情報交換はされているはずですが。

今後は第2ステージの段階に進むといえるので、やまゆりを運営するNPO も、区役所も、区の拠点のあり方を再検証した上で、双方が協働の担い手として、さらに情報共有した上で自由に意見交換して運営に当たっていただくことを期待しています。

大下委員 私も7区の説明から非常にいい勉強をさせていただきました。それぞれの特徴をいかに活かしながら、行政と市民とが協働で地域課題を解決していく、発見していく取組を具体的に勉強させてもらいました。

地域の市民自身が自分たちのこととして受け止めて、市民が自分たちでまかなっていくところに本当の自治があるのだと思いました。「新しい公共」については、元をたただせば阪神淡路大震災の時に行政だけでは手が回らず、全国から延べ100万人以上の人・ボランティアが集まって被災地の復興、つまり公共を担ったことが新しい公共のネーミングとなったという話があります。公と民の間で新しい公共を担っていくことが本当の自治だと思います。いろいろな説明を聞かせていただきながら自治とは何かを改めて考える機会をいただき本当に良かったと思います。ありがとうございます。

谷本副委員長 現場で活動されている皆さんから、たくさんの情報や自分自身が川崎の地域の中で知らないことを教えていただき、ありがとうございました。先ほど市長が大阪市の例を出されていましたが、区長公選や議員公選の話はさておき、区役所が持つ権限を考えたとき、改めて大阪市と比較してみると、全国的にも川崎は進んでおり、区のレベルに非常に大きな権限が下りているのだと改めて知りました。まだまだ改善していくところはたくさんあると思いますが、既に全国に先駆け、区レベルの最前線で市民と一緒にやっていけるという条件は今の段階でもずいぶん整っていると思います。参加・協働の拠点の区役所ということで今回の報告書は更に工夫をやってはどうかとご提案しましたので、私どものメッセージとして、区役所の方にはこの提言を降ってきた仕事ととらえずに、少しでも皆さんが地域の方と関わる上でのヒントとして使っただけならと思います。この1年半をかけた私どもの時間のプレゼントだと思っていただけたらと思います。

名和田委員長 ありがとうございます。私も一言申し上げます。私は行政学の専門ではありませんが、昔から政令指定都市の区役所制度や機構には関心を持っており、報告書資料編の72ページは大好きな資料です。こうしてみると川崎市の区役所機能を評価していくと、この10年の間に急速に進んだことがわかります。今、大阪市や名古屋市の話がマスコミに多い中、どうしたらバランスの良い市民自治の都市になるか、求められていくか非常に共感いたしますし、そういう話題が中心テーマになるような第3期の自治推進委員会ができたことは非常に嬉しく思います。

ところで市民の委員の方は全市レベルの委員会に参加されるのは初めてですか。

池田委員 全市レベルの委員会はありませんが、行政主催ではないのですが、7区のまちづくりに関わる市民が集まる会議が毎月あります。行政ではなく、活動している市民の側から7区の情報が入ってきます。

名和田委員長 全市的に有名な市民はよくいますが、区ではあまり聞かないですね。そもそも二重構造ができてしまうのは良くないと思います。地域レベルで地道な活動をされ、活躍している方が、全市レベルの委員会でも市政に対して一定のご意見が言えることが望ましいと思います。その意味

で今回、市民の委員には非常に恵まれたのではないかと思います、これが自治推進委員会としては普通なのかもしれません。ともかく初めてこの仕事をさせていただきまして、川崎市で地道に活動している方の素顔に触れ、意見交換ができたのは、私にとっても、一市民活動者としても、学者としてもよかったです。ありがとうございます。

それでは最後に市長からコメントいただきたいと思います。

阿部市長 本当に長い間ありがとうございました。ここまでまとめていただいて本当にすごいなあと思います。本当にありがとうございました。実は明日、国の地方制度調査会で橋下さんと私がそれぞれ主張しているのを委員と意見交換する予定になっております。橋下さんと私ではなく、地方制度調査会の委員と私、委員と橋下さんという形で、私は横浜市と一緒に特別自治市構想について発表します、橋下さんは大阪都構想について発表する予定になっています。

川崎市7区それぞれ違うという話が出ていましたが、本当にそうですね。東海道線沿いに街がつながっていると、だいたい川崎区、幸区みたいな形ですとまとまるのだと思います。横に鉄道が走っているものですから、その鉄道沿線に都市が形成されております。逆に言うとそれぞれの区が地方の大都市並みの人口を持っております。一番少ない幸区で15万何千人、麻生区は17万人です。中原区が23万ということですから、それぞれに特色があるのはむしろ当たり前です。だからこそ区ごとのこのような事業が成り立つわけです。均質だったら区毎にいろいろ検討する必要はほとんどなくて、皆一律に縦割りで必要な行政をやればいいわけで、7つの区がそれぞれ違いを出し合っておりまして、フロンターレの応援だとか、音楽の街とか映像の街とかそういうのでひとつにまとまって、競争意識を持っている都市になってきているわけです。本当に麻生区と川崎区では生活圏が違いますので意見もなかなか合わないところもあったりして、人が集まる会合でも集まり方が全然違うのです。川崎区は浅草みたいに人懐こくて人情味があって、宮前区も若干麻生区と同じような感じですが、非常に澄ました感じの人が多くて、打ち解けていろいろなことをやるには向かない面もあります。国の偉い人とか、大手の企業の大幹部を経験された人が住民に非常に多いのです。麻生区と宮前区です。ものすごく違います。だからこそ取り上げてくる課題も違いますし、まさに協働事業の拠点としての区役所が意味を持つてくるのだと思います。

行政区としてだけですと、決められた住民向けのサービスがあります、住民登録関係だとか、いろいろあるのですが、それだけですとテレビを見ているようなもので一方通行です。地域の課題がいっぱいあって、それをいちいち本庁に持ってきてそこで方針を出して決定していくとものすごく時間がかかるのです。予算化するのに一年掛かりますし、そういう形になってくるので、むしろ各区のサービスとそれから各区民の意見表明や活動が双方向にならないといけないということ、こういう取組を進めているわけです。考えてみると、ごく狭い地域で、それぞれ自分たちでできることは自助ということで自分たちでやって、協働でやれることは共助という形でやってそれだけでは解決できない問題については税金を納めてもらって、公務員がプロとして問題を解決していく、これは補完性の理論ということになりますが、そういうやり方をするときには区単位で解決できる問題がいっぱいあります。また、解決できるように権限も各区に任せていかなければいけないので、例えば子育て支援関係などは一元的に保育所、幼稚園から学校関係のことや福祉関係まで皆まとめて区が担当できるように持って行っておりますし、まちづくりについてもそういうことができるように持って行っています。

ただ、一方では例えば水道・下水の管理だとか、税金は国・県は3箇所体制になっていますので、今まで各区に税務事務所があったわけですが、それを国・県の税務署体制と同じように3箇所、1支所体制にしまして、かえって、市民には便利になるわけで、そういう取組を合わせてや

っております。とにかく身近なところで起こって身近なところで解決できる問題はとにかく区役所単位で解決できるようにしていく発想でやってきています。その代わり、大きな問題はそこから意見としては出てきてもそれは本庁でさばくとか、議員が介在してくるとかそういう形になってくるわけです。そういう意味ではかなりしっかりした体制ができてきていると思っています。

まさに、問題解決するやり方は協働事業であり、市民の皆さんが発案して、市役所に頼んでもなかなかできないというのが一般的な相場ですので、それなら自分たちでやってしまえと、そして、後から市役所がくっついて応援してくれてそれを完成していくという姿の方がスピードはあるし、最終的な問題解決になる。関係者の幅が非常に広がりますから。区民の皆さんが提案して、参加してくれるということになりますと、解決の幅も広くなり、継続的になります。公務員だと人事異動があるためにずっとその区に張り付いて最終的に問題解決まで取り組むことはほとんどありません。一つの問題を解決するのに職員がずっと関わっていくことは区役所の職員ではあり得ませんので、課題解決の継続性という意味でも、そこに住んでいる人に取り組んでもらうのが一番正確で早く長続きしやすいということです。そういうところまで、制度的な枠組みができたので、実践もそこまでやっていけるようにできないかなと思っています。ですから、もう少し区民会議の知名度を上げて、区民会議を中心に、皆で参加して、問題解決をする取り組みが必要だと思っています。

先ほども言いましたけれども、特別区で区長の公選だとか議員の選挙、議員の人件費までやるとどのくらい金がかかるかわかりませんが、おそらくその10分の1、100分の1の経費でおそらく今の区民会議は機能すると確信しておりますので、もう少し知名度を上げる努力は必要かなという気がしております。そのあたりがこれからの課題ではないかと思えます。まとまりない話で申し訳ありませんが、そんな感想でございます。

名和田委員長 ありがとうございます。これで第3の議題が終わりました。

報告書をまとめるにあたり、実は一番苦労したのは事務局ではないかと思えます。一般に、報告書はどの意見がどうなったのか、わからなくなることが多いですが、この報告書は、誰がどうやってこのようにまとめたか透明で、ここでの議論を上手くまとめていただいて、このような経験は初めてでした。ご苦労様でした。

「4 その他」ですが、事務局から連絡事項等がありますか。

池田委員 最後に質問よろしいでしょうか。市民が目にすることはない気がしますが、この報告書は役所のどなたが読まれるのですか。できあがったら1冊いただけるのでしょうか。販売という話も聞きましたが本当でしょうか。

事務局 販売はございません。行政の市政資料コーナーや各区にも配られ、閲覧できます。

池田委員 少なくとも区長は読まれるということか、どなたが読まれるのでしょうか。実は職員の方に聞いても委員会があることさえ知らないと言われてしまいました。

名和田委員長 職務上の義務は知りませんが、職責として各区の課長さんまでは読んでおくべきではないでしょうか。

池田委員 ぜひ、読んでいただきたいです。

4 事務連絡

事務局 事務連絡です。

1 点目は、本日のご議論を踏まえ、最終確認の作業をしていただいたうえで、事務局で責任を持って報告書の完成に向けた作業を行ってまいります。

2 点目は報告書の件です。3月の中旬あたりに印刷が完成しますので、委員長、副委員長から3

月 27 日（火）の午前 11 時に市長に報告したいと思います。報告書自体は部数が少ないため、配布ではなく公共施設での閲覧を予定しています。12 ページのダイジェスト版につきましては、部数を増やして配布したいと考えております。

3 点目は、議事録とニュースレターの内容につきましては、後日ホームページにて公表させていただきます。以上でございます。

名和田委員長 質問はございますか。

大下委員 ダイジェスト版はいつ頃できますか。

事務局 同じ時期に、カラー版でできます。

名和田委員長 結構立派なものですね。委員は全員もらえるはずなので、ご安心ください。

今期の議事は全て終了いたしました。ご苦労様でした。ありがとうございました。